

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月31日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法人運営面について、法令、定款等に則り適切に当たられたい。
- ・会計面については、専門家の支援を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員会議事録について、出席した理事の氏名が記載されていなかった。また、出席した評議員及び監事が記名押印していた。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称を記載するとともに、定款第14条第2項に基づき、出席した評議員及び理事が記名押印すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15、定款第14条第2項)</p>	<p>評議員会議事録の作成について、平成31年3月の評議員会議事録から、適正な方法で行うようにする。</p>
<p>2 評議員及び理事の履歴書について、職務のみ記載する様式となっているため、社会的活動歴等の選任の要件を客観的に判断できなかった。</p> <p>また、評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員及び理事の履歴書について、選任の要件(社会福祉事業に関する履歴)が客観的に確認できるよう記載するとともに、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>履歴書の記載方法を検討し、評議員、理事に依頼する予定。</p> <p>欠格事由に該当しないかの確認については、欠格事由確認書用紙を2月に作成した。3月開催予定の理事会、評議員会で配布し、記載していただく予定である。</p>
<p>3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の</p>	<p>今後、「職務執行状況報告書」を作成し毎年度2回、理事長が理事会で報告す</p>

	<p>状況を理事会に報告しなければならぬにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>る。</p> <p>平成 30 年度については、3 月 16 日開催予定の理事会で報告する。</p> <p>来年度以降は、決算理事会（5 月～6 月）と予算理事会（3 月頃）の 2 回、理事長から職務執行状況報告を行うこととする。</p>
4	<p>定款第 24 条において、理事会が日常の業務として定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告することと規定しているが、理事長の専決事項について、定められていなかった。</p> <p>については、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、理事長の専決事項について規程等を定めること。</p> <p>(定款第 24 条)</p>	<p>理事長専決規程を作成し、平成 30 年 11 月 4 日理事会で承認された。</p>
5	<p>公印管理について、公印を使用するときは、押印すべき文書を決裁済文書又は証拠書類と審査照合し、相違がないことを確認の上使用しなければならないとされているにもかかわらず、契約書全般において、稟議書なしに契約書に押印されていた。</p> <p>については、厳格な公印管理を行うとともに、稟議書の作成を徹底すること。</p> <p>なお、本件は前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(公印管理規程第 6 条)</p>	<p>今後は厳格に公印管理を行うとともに、稟議書の作成を徹底し、契約事務を適正に行う。</p>
6	<p>当法人のリース契約は、中途解約不能であり、ファイナンスリース契約に該当するにもかかわらず、ファイナンスリース契約の仕訳を行わず、リース資産、リース債務を計上していなかった。</p> <p>については、当該リース契約は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこと。</p> <p>(運用上の取扱い 8 の 1 (1)、(2)、(3)、留意事項 20 (1)、経理規程第</p>	<p>今後リース契約について、適正な会計処理を行う。</p>

	49 条)	
7	<p>平成 29 年 4 月 3 日に児童クラブの 3 月分非常勤給与、印紙代、子育て支援センターの 3 月分非常勤給与、電気代、水道代が、それぞれ赤碕子ども園サービス区分へ返金されていた。年度内ではないので、サービス区分間の借入金処理と判断できる。</p> <p>については、年度内に返金されない場合は、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書の作成が必要になるので、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。 （運用上の取扱い 別紙 3 (14)）</p>	<p>サービス区分の資金移動は年度内に行うこととする。 今後は適正な会計処理を行う。</p>